

## 平成26年度神奈川県土地・屋根貸しマッチング事業の実施について

神奈川県では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用し、県有施設における「屋根貸し」太陽光発電事業を全国に先駆けて開始しました。

そして、「屋根貸し」の民間施設における導入を促進するため、平成24年9月から「屋根貸し」を希望する施設と、「屋根借り」を希望する発電事業者をそれぞれ登録し、マッチングを図る事業に取り組んできました。

平成26年度は、マッチングの対象に「土地貸し・売却」を加え、太陽光発電の導入を一層促進することにしたのでお知らせします。

### 1 屋根の登録要件

(1) 賃貸借期間

概ね20年間継続して賃貸できる神奈川県内の民間施設であること。

(2) 建物の耐震性

建築基準法に基づく新耐震基準が適用されている建物、又は適用されていないが耐震補強工事が行われている建物であること。

(3) 屋根の面積

1棟の屋根の面積（北向きの傾斜屋根の面積を除く）が、150㎡以上であること。

(4) 日照条件

周囲に受光障害物（山、森林、ビル等）がなく、日照条件が良好であること。

### 2 土地の登録要件(新規)

(1) 賃貸期間等

売却予定又は概ね20年間継続して賃貸できる神奈川県内の私有地であること。

(2) 土地の面積

平坦な部分の面積（北向きの斜面の面積を除く）が、150㎡以上の一団の土地であること。

(3) 現況

ア 周囲に受光障害物（山、森林、ビル等）がなく、日照条件が良好であること。

イ 原則として、造成並び建築物等の除却及び立木の伐採等の必要がないこと。

ウ 工事車両が進入できる道路に接続していること。

エ 土地の敷地内又は近隣に送電線の電柱が存在すること。

(4) 土地利用規制等

開発関係法令により、太陽光発電設備の設置が規制されていないこと。

### 3 登録申請の受付

(1) 受付期間

平成26年4月1日（火曜日）から平成27年3月16日（月曜日）まで

(2) 申請書類

実施要領（登録申請書を含む）は、平成26年4月1日（火曜日）以降に、神奈川県産業労働局地域エネルギー課のホームページからダウンロードできます。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f421164/>

### (3) 申請方法

神奈川県産業労働局地域エネルギー課へ、様式をメールで送るとともに、添付書類を持参又は郵送してください。

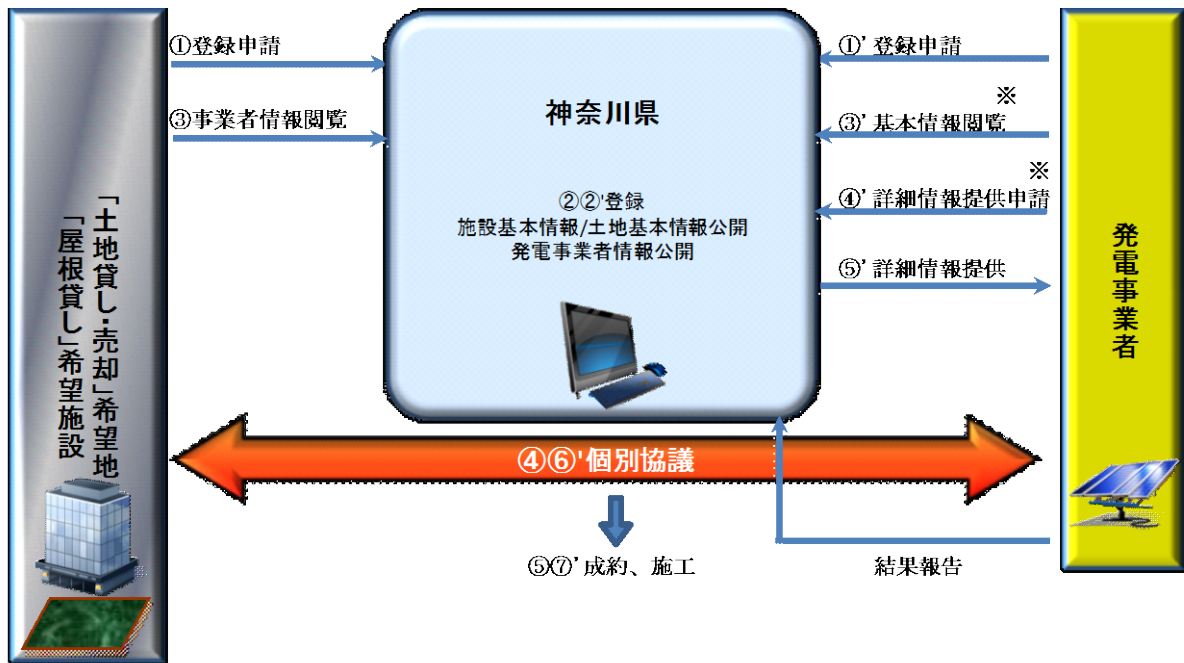
住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎 4F

TEL：045-210-4090

Mail：lease\_the\_roofs@pref.kanagawa.jp

### 【参考】

#### 【平成26年度土地・屋根貸しマッチング事業のスキーム図】



※ 「基本情報の閲覧」と「詳細情報の提供」の2段階としているのは、施設等の所有者が、氏名や法人名の公開を希望しないケースが多いため、県のホームページでは公開せず、発電事業者からの情報提供申請に基づき、提供することとしたためです。

#### ▽ 「屋根貸し」太陽光発電事業の普及を図るための取組

- ・ 「屋根貸しモデル契約書」の策定・公開

「屋根貸し」による太陽光発電事業は、新しいビジネスモデルであり、屋根賃貸借契約の雛形を要望される方が多かったため、これまでに得られた知見をもとに策定したものです。次のホームページにおいて、「解説書」とともに公開しています。

URL： <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f421164/p724533.html>

- ・ セミナー・相談会の開催

「屋根貸し」の成約例や留意点等の紹介を行うセミナーや、「屋根貸し」等を希望する方と発電事業者が、実際に相談できる場を提供し、マッチングの機会を創出していきます。

#### 問い合わせ先

神奈川県産業労働局産業・エネルギー部

地域エネルギー課

課長 山田 電話 045-210-4101

グループリーダー 藤本 電話 045-210-4090